

**第1回 福岡市マンション管理適正化推進計画検討委員会
議事録**

日時：令和3年8月23日（月）10：00～12：05

場所：天神ビル11階11号会議室

■出席者（敬称略）

氏名	職名
志賀 勉	九州大学大学院人間環境学研究院准教授
池添 昌幸	福岡大学工学部建築学科教授
岡 俊江	九州女子大学名誉教授
藤野 雅子	一般社団法人福岡県マンション管理士会理事長
高田 訓	NPO 法人 福岡マンション管理組合連合会理事
門倉 智樹	一般社団法人マンション管理業協会九州支部 株式会社東急コミュニティー九州支店長
押川 亮介	一般社団法人マンション計画修繕施工協会九州支部 株式会社ダイニチ営業部
樋口 繁樹	一般社団法人再開発コーディネーター協会マンション建替えアドバイザー ネットワーク九州代表 株式会社ラプロス代表取締役
松坂 徹也	福岡マンション問題研究会代表 松坂法律事務所代表
野口 秀昭	福岡県建築都市部住宅計画課長
矢羽田 正男	福岡市住宅供給公社総務企画課長
市川 裕康	独立行政法人都市再生機構九州支社都市再生業務部業務推進課長
仲野 誠二	独立行政法人住宅金融支援機構九州支店地域連携グループ推進役

■会議次第

1. 開会
2. 委員紹介
3. 検討委員会設置要綱及び傍聴要綱について
4. 委員長選出
5. 議事
 - ①検討委員会スケジュール
 - ②マンション管理適正化法及び国の基本方針（案）
 - ③福岡市マンション管理適正化推進計画 検討案概要
6. 事務連絡ほか
7. 閉会

■議事要旨

1. 開会

事務局 : (開会あいさつ)

2. 委員紹介

事務局 : (資料1をもとに紹介)

3. 検討委員会設置要綱及び傍聴要綱について

事務局 : (資料2、資料3をもとに説明)

4. 委員長選出

- 事務局 : 委員長は委員の互選となっているが、推薦はないか。無ければ、事務局から推薦したい。
- 一同 : 異議なし。
- 事務局 : 委員長に九州大学の志賀委員を推薦する。
- 一同 : 異議なし。
- 事務局 : 委員長は志賀委員とし、以降の進行を委員長にお願いしたい。
- 委員長 : 委員長に指名された志賀です。よろしく申し上げます。国の指針を踏まえ、福岡市の特性を踏まえた計画づくりに向け、全3回の委員会における議論が重要となる。また、計画に加え、管理計画認定基準、行政の助言・指導・勧告についても合わせて審議を行う。本日選任された委員の方々は、マンションの供給、管理、再生、支援、指導などそれぞれの専門の方がお集まりいただいている。皆様のご協力をいただき、計画をより良くできればと思う。

5. 議事

①検討委員会スケジュール

事務局 : (資料4をもとに説明)

※質問、意見なし

②マンション管理適正化法及び国の基本方針(案)

- 事務局 : (資料5をもとに説明)
- 委員 : 資料5、3ページ「マンションの管理の適正化の推進に関する基本的な事項」の「1 管理組合及び区分所有者の役割」において、管理組合と区分所有者の関係が書かれていない。管理組合は区分所有者全員で構成されることを示すことが重要であるため、文言を追記することは可能か。
- 事務局 : 福岡市の計画においても、国が基本方針で定める資料5、3ページ「マンションの管理の適正化の推進に関する基本的な事項」の「1 管理組合及び区分所有者の役割」に準ずる内容を記載する予定であり、こちらの方では文言を追加することは可能であるため、次の議題でご議論いただきたい。
- 委員 : 資料5、5ページ「管理計画認定の基準」について、当委員会では、国の基準をベー

スに検討するのだろうか。認定基準をみると、長期修繕計画の見直しが7年以内に行われていること、長期修繕計画に大規模修繕工事が2回以上含まれることが記載されているが、高経年マンションよりも、新しいマンションにおける管理計画認定を想定しているように見える。認定制度を策定した背景や目的について、補足いただきたい。

事務局 : 資料5の認定基準は、国が示した基準であり、今回は詳しい素案を出すとともに、ご議論いただく予定としている。また、詳細な時期は未定だが、国が管理計画認定事務のガイドラインを12月頃までに作成する予定であり、これについても継続して情報収集したいと考えている。どのような背景で長期修繕計画の期間を30年としたかなど、確認してお示ししたい。長期修繕計画に含む大規模修繕工数の回数等といった管理計画認定基準が、新しいマンションと高経年マンションにおいて同一で良いのかというご指摘だと思うので、事務局でも議論し、委員会のご意見も踏まえて検討したい。

委員 : 資料5、1ページの「背景・必要性」を見ると、高経年で管理不全に陥ったマンションが課題であると記載されている。一方で、管理不全に陥っていない、築年数も古くないマンションの区分所有者が管理の重要さを認識しているのかも重要なことだ。この委員会では、どちらをターゲットに指針をつくるのか。また、資料5、7ページに「マンション管理適正化推進計画の策定に関する基本的な事項」とあるが、これが当委員会における到達目標であると考えて良いか。

事務局 : 1つ目のご指摘の対象とするマンションについては、幅広く全てのマンションを対象に施策を推進することが重要だと考えている。管理計画認定について、新しいマンションはすぐに対応できるかもしれないが、高経年マンションではハードルが高く、認定基準に対応できるか、認定を申請するに至るかどうかとも課題となるだろう。特に対策が難しい高経年マンションに対する施策について、特に議論いただきたい。

2つ目のご指摘である当委員会の到達目標については、参考資料1をご覧ください。左側が、資料5の「国の基本方針（案）」の項目を整理している。右側は福岡市のマンション管理適正化推進計画の章立ての案であり、国の基本方針（案）の六の1から7までの内容に加え、基本方針（案）のその他の記載事項についても、計画への記載を考えている。したがって、資料5、7ページを中心に整理するとともに、国の基本方針（案）の内容も含めて、計画を作成したい。

委員 : 当委員会の到達目標は、参考資料1の右側ということか。

事務局 : その通りである。

委員 : 管理計画認定、指導、助言、勧告のうち、「勧告」は高経年マンションが主な対象となると考えられるが、「助言」、「指導」は、高経年マンション、管理不全マンションになる前の、早いうちから対応することが大切だと思う。

事務局 : 重要なお指摘だと思う。ご指摘を踏まえて記載内容を検討したい。

委員 : 資料5、1ページの「背景・必要性」の最初の2行は、国がよく使う文言であるが、実務の立場から言うと、昭和58年に標準管理規約が作られてからは修繕積立基金（一時金）が新築分譲時に設定され、また修繕積立金が計画的に積み立てられている現場も多く、問題を煽った表現だと思う。今後、高経年マンションが増加するが、新耐震基準で、標準管理規約に沿った規約が設定されているマンションは、築40年を迎えたから高経年マンションだと問題を煽る必要はないと思う。もちろん、生命に危険が

及ぶ可能性がある場合などは本腰を入れて再生に取り組むことが必要だが、単純に築年数だけで問題点を捉えないようにしてほしい。

- 事務局 : ご指摘を踏まえ、築年数だけでなく、マンション管理等の実態も踏まえながら、計画の検討を進めたい。
- 随行者 : 管理計画認定制度は重要だと思うが、管理組合の協力を得る必要がある。福岡市で何かしら検討するのもかもしれないが、管理組合に対するインセンティブの記載が見られないため、重要な視点として、考慮いただけたらと思う。
- 事務局 : 管理計画が認定されれば、管理体制が適正に維持されることで、居住環境は良くなり、不動産価値の向上にもつながると思う。その他、財政的なメリットが求められているというご指摘だと思うが、福岡市独自に財政支援をするという議論にはなっておらず、現状としては、国から税制的な優遇等を示されるのか、その動向を注視しているところである。国交省との意見交換、自治体共同での提言等、様々な機会にインセンティブに関する要望を伝えている。今日時点ではお伝えできる情報はないが、引き続き情報が得られ次第、ご報告したい。

③福岡市マンション管理適正化推進計画 検討案概要

- 事務局 : (資料6をもとに説明)
- 委員 : 計画全体の話でもあるが、1ページ「2-3. マンション管理に関する課題」の、「(2) 良質なマンションストックや住環境の形成に向けた対応」に、「区分所有者の高齢化に対する日常的な見守りや声かけ等コミュニティ形成に向けた取組みが重要」とあり、計画全体で、高齢化対応に関する言葉が頻出している。しかし、マンションには若い方もたくさんいて、「高齢化」という言葉があることで、若い人が関心を持たなくなってしまう。自治会と管理組合の役割を厳格に記載する一方で、高齢化の見守りを強く推進してしまうと、管理組合の本来の役割が曖昧になってしまう。福岡市が策定する計画に「高齢化」という言葉を多用することはあまり好ましくないと考える。4ページ「マンション管理適正化指針」の、「9-2. (8) その他配慮すべき事項」に、「組合員、居住者名簿を備え、1年に1回以上は内容を確認する」とある。しかし、2行下では「名簿」とだけしか書いていない。避難時の支援を目的にするならば組合員名簿は必要ないため、言葉を正確に使い分けた方がよい。また、避難やコミュニティ形成だけでなく、子どもがいるかどうかなど、生活に必要な名簿については、分けて表記した方が、より管理組合の役に立つと思う。
- 事務局 : 高齢化という言葉が多用されているのは、客観的に見るとその通りだと思う。若い人を対象外としたつもりはなく、高齢化に向けた対応が特に重要だという意図で整理したつもりであった。いただいたご指摘を踏まえ、再度、内容を見直すとともに、表現についてもご相談させていただきたい。「名簿」のご指摘についても、明確に整理したい。
- 委員 : マンションの高経年化、区分所有者の高齢化は避けて通れない課題だと思う。今回の資料は高経年化、高齢化のテーマが所々に埋もれており、何を対象にした取組みなのか、良く分からなくなっている。どういうマンションを対象にしているのか、例えば、時系列のモデル図などで説明すると納得しやすくなると思う。

- 事務局 : 今回の資料は、検討内容を初めてお示しするにあたり、国の指針や構成に従って、案を作成している。指針や構成など計画においてどの程度独自性を出すかは、自治体に任されているため、新しいマンションや高経年マンションの視点など、ご指摘の内容が明確になるような構成に見直す等、分かり易い計画の作り方を検討したい。
- 委員 : 他の委員のご指摘の通り、区分所有者の高齢化に関する内容が散らばっている。1ページ「2-3. マンション管理に関する課題」では、「(1) マンション管理の不全・停滞、老朽化への対応」、「(2) 良質なマンションストックや住環境の形成に向けた対応」とあるが、(1)は高齢化等で困っている管理組合を支援する、(2)は基本的な管理ができていない管理組合に対し、さらに質を高めるような取組みを行うという位置づけで整理すると良いと思う。高経年化、高齢化のサポートと、住環境を向上するための取組みを分ける方が分かり易いと思う。
- 事務局 : いただいたご意見を参考にしたい。
- 委員 : 私も、区分所有者の高齢化は避けて通れない課題だと思う。アンケート調査の「将来の不安」のうち、「区分所有者の高齢化」が60.8%であることもあり、高齢化の課題に対し整合性が取れた計画とする必要がある。「2-3. マンション管理に関する課題」の(1)に、「老朽化への対応」、内容としては●の3番目が対応していると思うが、これはマンション管理の課題というよりも高経年マンションの物的課題になると思う。(2)では高齢化の内容が記載されているので、例えば、新たに(3)を作成して、高経年のマンションの課題を整理するという方法もあると思う。高齢化と高経年、老朽化の言葉を一緒にせず、対象を明確にして整理する方法もあると思う。
- 事務局 : マンションの高経年化、区分所有者の高齢化が混在しているというご指摘だと思う。取組みの対象、課題等を分かりやすく整理するようにしたい。
- 委員 : 問題は2つあり、1つは高経年化しているマンションにおいて、現にある問題にどのように対処するかであり、対処療法が必要な問題だ。もう1つは、将来的に高経年化するマンションにおいて、問題が起きないようにどうするかという問題だ。そもそも、管理の主体は管理組合であり、構成員である区分所有者だ。管理の重要性を所有者に理解いただかなければ、良い管理はできない。戸建住宅の場合は、建物全てが自分のものであることが明確だが、区分所有者は住戸以外の部分が自分のものでないと考えられる方が多く、共用部分に対してあまり関心がない。共用部分も自分のものとして管理しなければならず、その代表者が管理組合という認識をもった区分所有者が少ない。だから様々な問題が起きている。それをどのように啓蒙するかが重要であり、いろいろな人がこの啓蒙に携わる必要がある。例えば、購入時には分譲会社が説明することが重要で、中古マンションの販売時には仲介業者が説明することが重要である。管理会社は、管理の必要性を機会あるごとに説明しなければならない。管理組合からの相談を担うマンション管理士からも、啓蒙いただくことが必要だと思う。計画策定にあたり、このような問題意識を持つことが重要だと思う。福岡市においても、これまで検討、努力をされていると思うが、自治体の責任も大きいと思う。福岡市民は、かなりの割合が将来マンションを買って住むことになる。そのため、若い人、子どもにも、自分の部屋だけでなく、マンション全体の管理が重要であると、教育において啓蒙する機会を持つことも考えていただきたい。

- 事務局 : 1つ目の高経年化に対する対処療法、予防的な視点についてご指摘があったが、そのような視点では明確に区分していないため、ご指摘も踏まえて、計画を検討したい。2つ目の今後高経年化するマンションについて、管理主体である管理組合、区分所有者の意識改革が大切という点については、他の委員からのご指摘もあったので、その役割に関する記載内容について、資料6の指針を文章化した「資料7」で補足させていただく。基本的方向の(1)に、「マンションの管理の主体は、マンションの区分所有者等で構成される管理組合であり」と記載している。資料6で示している指針は、要約した表現となっているが、指針の本文において、ご指摘の内容が網羅されているか確認いただきたい。また、ご指摘のあった、「共用部分は全員の持ち物であり管理対象である」ということは、国の指針案では明記されていないが、市独自の指針に記載することは、必要性を鑑みて、検討したいと思う。
- 3つ目の学校教育については、今後の課題としたい。
- 委員 : 計画期間が令和7年度までの4年間となっているが、福岡市の住生活基本計画が令和7年までということ、住生活基本計画の計画期間と調和することから、設定していると思う。福岡県では、住生活基本計画を見直し中で、令和3年度中に策定予定としているが、福岡市の住生活基本計画の見直し予定、それに合わせたマンション管理適正化推進計画の対応予定を教えてください。
- 事務局 : 福岡市の住生活基本計画は、新たな全国計画の策定を受け、改定の必要性を整理しているところであり、現時点で方針が定まっているものではない。計画期間を令和7年までとしているが、それで計画が終わるわけではなく、状況に応じて延長、見直しを行う予定であり、国や県の動向も踏まえて対応する予定である。高経年化、高齢化の問題を分けることについては私も同感である。戸建てもマンションも、所有者が代替わりすれば良いので、人の高齢化は根本的な問題ではなく、建物の高経年化が一番の課題だと思う。
- 委員 : 建物が管理不全にならないようにすることが一番重要である。築50年前後から顕在化する問題だが、問題の種は竣工当時から抱えている。当初の積立金額で1回目の大規模修繕は施工できるように計画されているが、そのままでは2回目の大規模修繕はどうしても赤字になってしまう。竣工当時は安い修繕積立金を設定し段階的に増額、例えば3年ごとに3割ずつ増やす計画の管理組合などもあるが、総会で適正に値上げできている管理組合は少なく、2回目の大規模修繕に向けた修繕積立金の値上げに対して反対やトラブルが起きやすい。3回目、4回目となると、高齢化で収入も下がり、ハードルはさらに高くなってしまう。築年数が浅いうちから、管理不全マンションにならない手だてを講じることが重要である。
- 自分たちで積み立てして建物を守る必要があることを区分所有者に理解いただくための教育、啓蒙が大切である。
- 事務局 : 修繕積立金の問題は、重要な視点だと思う。目標に25年以上の長期修繕計画とあるが、認定基準で適正な積立金額まで踏み込んだ設定をするか、また、設定する場合、基準が高すぎると認定できず、低すぎると効果がないということもあるため、どのように設定するか、委員の皆様にご意見をいただきながら整理できればと考えている。いずれにしても、早期の修繕積立金の積み立て、予防保全的な取組みを啓蒙すること

が重要であり、計画に盛り込むとともに、管理組合にどのように伝えるかも含めて、取組みを考えたい。

- 委員 : 実情として、マンション購入者はローン返済額や管理費等の支払金額に関心が高く、マンションを売りたい分譲会社は修繕積立金を安く設定している。購入時の一時金を集めるようになったといっても金額としては安い。将来はとても足りないということで、積立金の値上げを定期的に行うような提案となっている。区分所有者が若いうちは問題ないが、修繕積立金は右肩上がり、収入は右肩下がりになる、これが大きな問題だと思う。分譲段階から適正な額で積み立てるべきだと思うし、今後どのような対応をするかが大きな課題となっている。また、長期修繕計画では最初の13年、14年の時期に大規模修繕を行うよう計画していると思うが、必要以上の修繕をさせられていないか、必要でない費用を取られていないかといった、修繕の価格及び工事内容が妥当であるかは考えるべきだと思う。国交省が作成した大規模修繕のガイドラインが本当に妥当であるか考慮し、大規模修繕の費用を極力抑えるという視点を持つべきと思う。
- 事務局 : 修繕積立金の値上げ、販売時に適正な金額を設定することは、重要なテーマのひとつだと思う。また、必要以上の修繕工事がなされていないかといった点については、実態を把握されている委員の方からご意見をいただきたい。
- 委員 : 築13年から15年で1回目の改修工事を実施するが、日頃からの肌感覚としては、ベランダ等も含めた必要な改修工事をフルスペックで実施できる管理組合は半分くらいであり、この段階で積立金が足りていない管理組合も多い。特に、10から20戸程度の住戸数が少ない管理組合では工事費の半分くらいしか積み立てられていないこともある。国交省が算出した戸当たり100万円という指標が基本となることが多いが、戸数規模が小さい管理組合では、戸当たり200万円かかるマンションもある。これで大丈夫だという常識を変えないと、お金が足りない管理組合が増えると思う。将来、2回目の改修となった際は、建物だけでなく、給排水の更新も必要で、エレベーターについても、小規模にも関わらず、2、3基ついている場合だと、取り換えに何千万円もかかってしまう。それを理解したうえで、国交省が公表しているガイドラインの内容や意図を補足する必要があると思う。
- 委員 : 長期修繕計画のガイドラインの中で、個人的には、立体駐車場についてどうかと思っている。立体駐車場は歴史が浅いので、国も数字としてどう反映させるべきか分かっていないと思うため、福岡市の認定制度は、その部分の救済も考慮して策定した方がよい。
- また、全体を通して、高経年化、高齢化と、ふたつの老いが話題に上がっている。建物の老いに対しては、認定制度開始にあたり、認定基準を決める等の対応が可能だが、人の老いに対しては、基本施策2の中の施策3で一部触れられているものの、自治会の参加促進や名簿の作成といった対応だけで良いのかという疑問がある。
- 委員 : 資料6、2ページ、5の終わりに、「管理組合は必要に応じて外部の専門家を活用しつつ、長期修繕計画において建替え等の時期を明記しておくこと等が必要」とあるが、どの段階で建替えを検討すべきか、これが一番難しい。私は良好な管理と計画修繕を行っている管理組合からの相談の場合は、「100年ぐらい持たせるつもりでやってく

ださい」と申し上げているが、改修・修繕で対応できなくなっはじめて、建替えの検討に入ることとなる。改修・修繕にもエレベーター取替え、外壁、防水、給排水、耐震化など様々な内容の工事があり、一方で建替え費用のシミュレーション（試算）も必要となる。その比較をしなければ、長期修繕計画の中で建替え時期について表現することが難しく、しかも再生検討手法の比較のために管理組合の負担のみで再生アドバイザーを雇うのは難しい状況だ。マンション再生に向けて、不動産鑑定士、建築設計事務所等の関係各所を取りまとめ、調査と報告をした上で助言する専門家を「再生アドバイザー」と位置づけ、専門家（再生アドバイザー）への委託料の一部について、耐震診断と同様に市が補助をするなどの制度設計が必要だと思う。

事務局 : 修繕積立金の価格の問題は、国のガイドラインと現場の肌感覚に見合わないところがあるというご指摘をいただいた。国のガイドラインの良し悪しには踏み込めないが、ガイドラインを参考にしながら、状況や戸数に応じた検討について明記することの必要性を感じた。

また、区分所有者の高齢化に対する施策が十分かというご指摘があったため、事務局でも検討したい。

さらに、再生に向けた検討は、費用、手法も含めて、一言では言えない複雑さがあるというご指摘をいただいた。資料6、2ページ、5の内容は、合意形成が重要であるということが主旨となっているため、後半の施策に記載するかについて、持ち帰り検討したい。

委員 : 資料6、4ページ、9-2（5）も該当する。

事務局 : 制度設計について、どこまで踏み込むかは難しいところではあるが、ご指摘のようなマンション管理士派遣では補えない部分について、管理組合が専門家へ依頼、相談することに対して行政の支援が必要だと認識させていただいた。

委員 : 住宅金融支援機構の主な業務は融資であり、修繕積立金が足りずに、行き詰った管理組合が相談に来ているという状況である。長期修繕計画がある管理組合、適正な管理ができている管理組合は、積立や一時的に徴収した金額で足りており、どうしてもお金が足りずに相談しなければならない状況をどう防ぐかが重要である。管理状況をどのように把握するか、また、どのように助言を行うか、適正に管理できていない管理組合にどのようにメッセージを伝えるかが難しいところだと思う。適正に管理がなされている管理組合は、積極的に働きかけなくても問題はなく、機能していない管理組合に対しメッセージを伝える方法や、その段取りを持つことが、計画の実行性を高めることに繋がると思う。住宅金融支援機構も融資だけでは支援が難しいため、座談会、ライフサイクルコストのシミュレーションといったソフト支援への舵取りを考えているところだ。

委員 : 2ページ、6-2で、目標値とともに、実態調査による現状値が示されている。アンケートの回答率は3割程度と思うが、回答を提出した管理組合は、比較的適正に管理できている管理組合だと思う。計画の性質上、実態調査をもとに目標値を設定することはやむを得ないが、回答していない7割の管理組合が問題だと思うので、計画内で言及することが必要だと思う。7の管理状況の把握について、概要だけでは詳細の取組みが判断できないが、今後どうやって管理状況の把握を行うか、事務局の考えがあ

れば、お示しいただきたい。

事務局 : 適正な管理ができず、行き詰った管理組合にどう手を差し伸べるかが重要だと思う。事務局としても、アンケート調査に回答していない7割の方が課題だと認識している。マンションの高経年化、区分所有者の高齢化の視点に加え、適正に管理できていない管理組合に対するアプローチの在り方は引き続き検討したい。なお、アンケート調査については、回答が無かったマンションについて、管理士会にご協力いただき、150件の個別訪問も実施した。行政でも一部直接訪問しているので、地道に足で稼ぐことも含め、管理状況の把握に取り組みたい。

委員 : アンケートの回答がないマンションが課題だという指摘に関連して、管理士会では、今年からプッシュ型の支援活動に取り組んでいる。福岡市に協力いただき、返事の無い管理組合について、訪問や所有者の連絡を通して、適正な管理の必要性、対策の必要性を伝える活動を行っている。他の自治体でも実施されている取組みである。これを福岡市の行政施策の一環として検討いただけると考えて良いだろうか。

事務局 : 個人的には、プッシュ型の活動が必要であることは計画に記載できる内容だと思う。計画への反映方法については、別途相談させていただきたい。

委員長 : 最後に本日の議論をまとめたい。

- ・ 計画検討案に様々な意見をいただき、ターゲットをどうするかというご指摘があった。特に、高経年化、高齢化が進むマンションへの手当て、適正に管理できているマンションとできていないマンションについて考えるべき、という指摘があった。
 - ・ 高経年化、高齢化といった「物の問題」と「人の問題」を分けて考えるべきというご指摘もあった。人の話としては、管理組合という区分所有者の組織する団体と、自治会等のコミュニティの役割が異なるので、それを踏まえて整理するべきという意見があった。
 - ・ 適正に管理できているマンションへの対応としては、今後供給されるマンションも含めて、啓蒙・啓発が重要であり、その道筋をどう示すかというご指摘もった。また、小さい頃からの教育も重要というご意見もあった。
 - ・ 高経年マンションの再生という点では、再生の選択肢は、建て替えをだけをゴールとすべきではなく、様々な選択肢があり、そのための専門家の役割、介入の仕方について制度設計が必要だというご指摘があった。
 - ・ 計画を策定する際には管理状況の把握が重要だが、アンケート調査は、良好な状態のマンションからの回答に偏っているというご指摘があり、未回答の管理組合の情報をフォローアップすること、プッシュ型の支援が重要だというご指摘があった。
- 以上、私からまとめとしてご報告させていただきたい。

6 事務連絡ほか

事務局 : 第2回の検討委員会については、10月中旬以降を予定している。近日中に日程調整を行うので、開催日程が決定し次第、ご連絡したい。

7 閉会

事務局 : (閉会あいさつ)